



2024年5月7日

各 位

会 社 名	マクニカホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 原 一将 (コード番号：3132 東証プライム)
問 合 せ 先	常務執行役員 大河原 誠 (TEL 045-470-8980)

取締役の報酬額及び譲渡制限付株式報酬制度の設定に関するお知らせ

当社は、2024年6月開催予定の第9回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行を予定しております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新たに取締役の報酬額及び譲渡制限付株式報酬制度を設定することを決議し、議案を本株主総会へ付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本内容は、本株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認されることを条件としております。

記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の設定

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月25日開催の第4回定時株主総会において年額900百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内）と承認いただいております。当社は、定款変更議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、現在の取締役の報酬枠を廃止したうえで、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、金銭報酬として年額900百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

2. 監査等委員である取締役の報酬額の設定

当社は、定款変更議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を、金銭報酬として年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

（ご参考）

当社の監査役の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第1回定時株主総会において、金銭報酬として、年額70百万円以内と承認いただいております。

3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の設定

当社は、2019年6月25日開催の第4回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を決議いただき導入しております。当社は、定款変更議案の承認可決を条

件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関する議案を改めて付議することとしました。

（１）本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

（２）本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2019年6月25日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬については年額300百万円以内としてご承認いただいております。当社は、定款変更議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、上記「1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の設定」における報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、現在と同額の年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）として設定することにつき、付議することといたします。

（３）本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年300千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及びフェロー、また当社の子会社の従業員の一部に対しても、その職務内容・職責に応じて対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以上